

商工会議所スワン共済の内容

保 障 内 容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		□数	1 □	2 □	3 □	4 □
死 亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞		100万円	200万円	300万円	400万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{※1} のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^{※1} のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		100万円	200万円	300万円	400万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日帰り入院から保障	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 9,000円	1日につき 12,000円
	ガン ^{※2} で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞		4万円	8万円	12万円	16万円
	6大生活習慣病 ^{※3} で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞		2万円	4万円	6万円	8万円
	ガン ^{※2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		10万円	20万円	30万円	40万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行なわれています。
※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態		7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	中皮および軟部組織の悪性新生物	悪性新生物
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの		8. 1上肢の用を全く永久に失ったもの	・乳房の悪性新生物	・独立した（原発性）多部位の悪性新生物
2. 言語またはしゃくんの機能を全く永久に失ったもの			・女性生殖系の悪性新生物	・上皮内新生物
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの			・男性生殖系の悪性新生物	・真正赤血球増加症＜多血症＞
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの		1下 下肢を足関節以上で失ったもの	・腎臓系の悪性新生物	・骨髄異形成症候群
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	・慢性骨髄増殖性疾患
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの			・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	・本態性（出血性）血小板血症
				・ランゲルハンス細胞組織球症
*2 お支払いの対象となるガン		□口、口腔および咽頭の悪性新生物		
		消化器の悪性新生物		
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物		
		骨および関節軟骨の悪性新生物		
		皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物		
*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病				
				・糖尿病
				・心疾患
				・高血圧性疾患
				・脳血管疾患
				・肝硬変
				・慢性腎不全

商工会議所スワン共済のお取扱い

加入資格・条件

1. 酒田商工会議所会員（特別会員を含む）・特定商工業者の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の10月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え74歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6ヵ月を超え74歳6ヵ月までの方は2口までを限度とします。なお、74歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方は2口までを限度として更新のみできます。
2. 新規加入または増額を申込みられる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方^{※4}に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気がけがで、手術を受けたことまたは療養して14日以上入院をしたことがあります。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上記の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転院、転科を含めて「日も途切れず」連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気がけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがあります。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転院、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」とは診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。
別表	心臓病（心筋うすく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋梗・狭心症）、高血圧症 ^{※5} 、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺炎、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、糖尿病、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷	

3. 加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

酒田商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容		□数	1 □	2 □	3 □	4 □
見舞金	事故通院見舞金	不慮の事故による7日以上通院加療（ただし、保険期間中2回限度とする）	一律 8,000円	一律 16,000円	一律 24,000円	一律 32,000円
	病氣入院見舞金	7日以上30日までの入院（ただし、保険期間中2回限度とする） 30日を超える入院（ただし、保険期間中2回限度とする）	一律 8,000円 一律 10,000円	一律 16,000円 一律 20,000円	一律 24,000円 一律 30,000円	一律 32,000円 一律 40,000円
祝金	結 婚 祝 金	加入者が結婚したとき	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
	出 産 祝 金	加入者またはその配偶者が出産したとき	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

- ①酒田商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
②見舞金・祝金請求期限は発生から3年以内のものに限ります。
③病氣入院見舞金は7日以上継続入院をしたとき、事故通院見舞金はケガで7日以上実通院をしたとき、それぞれ保険期間中2回を限度として支給いたします。なお、保険金と給付金は重複いたしません。
（同一の事故・病氣に対しては、保険期間中1回だけ支給、同一の病氣に関する給付は、通算3回を限度とします。）
④結婚祝金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者（または配偶者）が出産したとき支給いたします。（ただし、共済加入期間が6ヵ月以上ある方に限ります。）
⑤「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。
※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付 帯 サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
--------------	-----------------

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

1. 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、商工会議所スワン共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者（被保険者）です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。